

高度外国人材等の獲得強化

平成28年10月4日

高度外国人材等の保有する国外財産に係る相続税等の見直し（相続税・贈与税）

- 現行の相続税・贈与税では、日本で就労する外国人が国内で死亡した場合等に、日本国外の財産に対して日本の相続税が課される懸念があり、来日の阻害要因となっている。
- 高度外国人材等が我が国で働きやすい環境を構築するため、一定の要件を満たした高度外国人材等の保有する国外財産への相続税・贈与税の見直しを図る。

課題

1. 日本に在留する外国人が死亡した場合

- ①単身赴任で在留している外国人が死亡した場合、外国に住む親族が相続する日本国外の財産に対して、日本の相続税が課される。
- ②家族帯同で在留する外国人が死亡した場合、家族が相続する日本国外の財産に対して日本の相続税が課される。

2. 日本に在留する外国人の国外の親族が死亡した場合

- ③日本に在留する外国人の、外国に在住する親族等が死亡した場合、当該親族の有する国外財産に対して日本の相続税が課される。

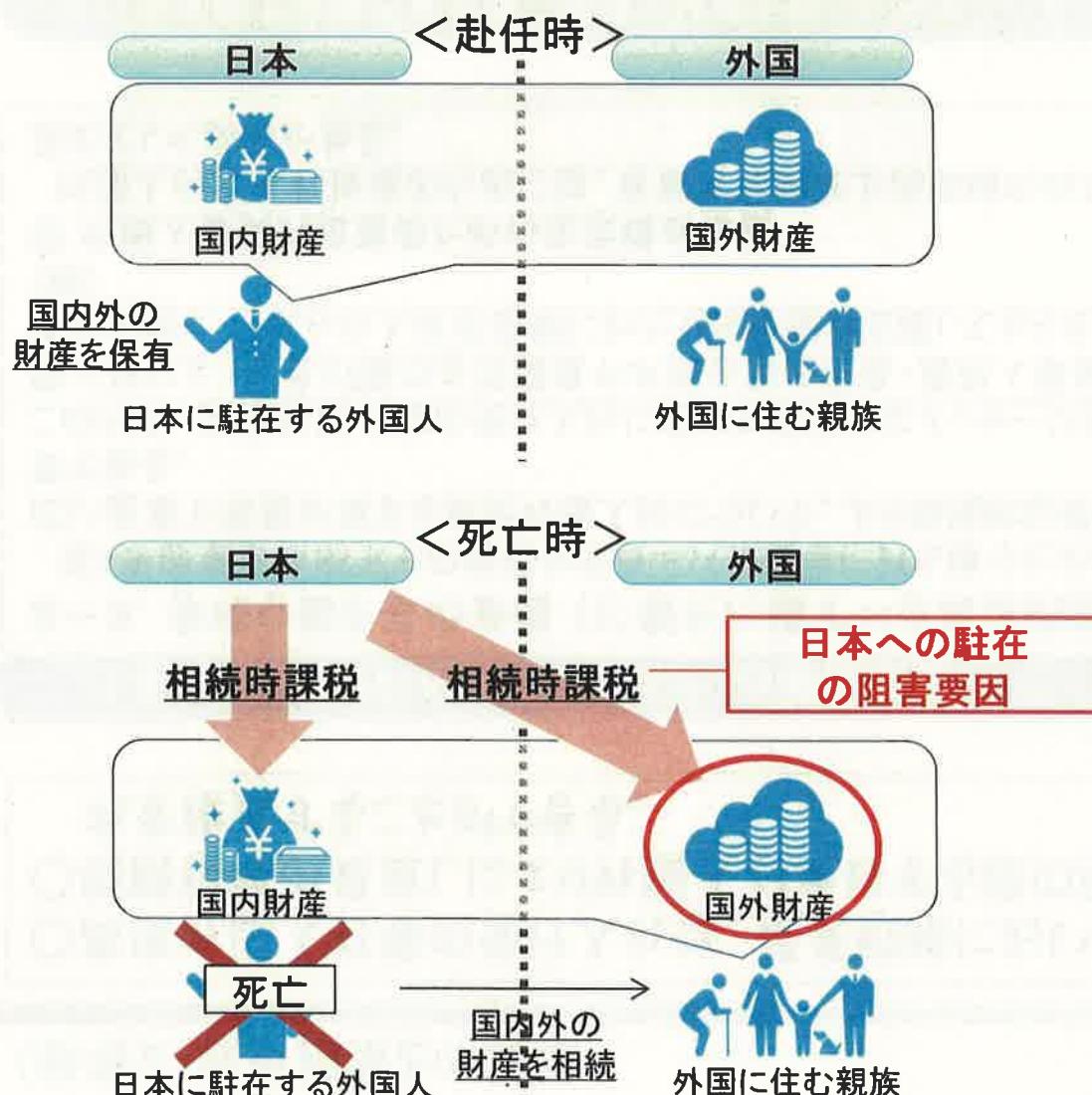
要望内容

- 日本で就労する外国人が死亡した場合（上記①②）、日本で就労する外国人が国外財産を取得した場合（上記③）について、相続税・贈与税の課税範囲等に関し、所要の制度整備を行う。

(参考1)外国人に対する相続税・贈与税の課税関係

○現行制度では、日本に住む外国人が死亡すると、国外に住む親族に国外の財産を相続する場合であっても、日本の相続税の課税対象となることがあり、日本への移住をためらわせる原因となっている。(贈与でも類似の問題あり。)

日本に駐在する外国人死亡時の相続税のイメージ



問題となった事例

日本に赴任して2か月後に死亡。全世界財産に日本の相続税が課され、日本の相続税支払いのため、母国にある自宅の売却を余儀なくされた。

日本で死亡すると欧州にある財産に対しても日本の相続税が課税されるので、日本駐在を中断して帰国した。

日本への出向契約書の中で、日本で死亡した場合の日本の相続税について会社と駐在員のどちらが負担するか揉めた。

日本赴任期間中に亡くなった際に日本の相続税が課されないようにするために、赴任前に主要財産を親族に贈与しなくてはならない。

(参考2)政府施策との関係

- 高度外国人材等の受け入れは、成長戦略においても明確にその必要性が唱えられている。
- 相続税等の見直しにより外国人が来日する際の障害を取り除くことで、高度外国人材等の受け入れを推進することができる。

日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)

2-3. 多様な働き手の参画 (2)新たに構すべき具体的施策 iv) 外国人材の活用

第4次産業革命の下での熾烈なグローバル競争に打ち勝つためには、高度 IT 人材のように、情報技術の進化・深化に伴い幅広い産業で需要が高まる高度外国人材について、より積極的な受入れを図り、我が国経済全体の生産性を向上させることが重要である。

このため、高度外国人材の受け入れに向けた前向きなメッセージを積極的に発信するとともに、自国外での就労を目指す高度外国人材にとって我が国の生活環境や本邦企業の賃金・雇用人事体系、入国・在留管理制度等が魅力的なものとなるよう、更なる改善を図り、これらの人材が長期にわたり我が国で活躍してもらえるような戦略的な仕組みを構築する。

(略)

⑤ 外国人受入れ推進のための生活環境整備

外国人の受入れ推進のためには、在留管理制度上の取組のみならず、外国人が日本で生活していくために必要な環境整備を進めていく必要がある。

在日米国商工会議所意見書(「高度な技能を持った外国人にとって日本がより魅力的な場所となるために、相続税・贈与税の課税対象者の改正を」(平成27年11月))

これらの日本の税法の改正により、日本で就労する外国人およびその雇用者である多国籍企業の間において大きな懸念が生じている。(略)

当該改正は、日本の国際化への取組みおよびその将来にとって不可欠な外国の知的資本および多国籍企業による対内投資を呼び込む能力に長期的に悪影響を及ぼす可能性がある。